

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定によりさぬき都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成22年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 都市計画を変更する土地の区域

- 1・3・1 津田志度線
- 1・3・2 志度三木線
- 3・4・10 長尾寒川大川線（3・3・10大通線から名称変更）
- 3・5・1 津田石田東線（3・4・1城北線から名称変更）
- 3・6・2 国道線（3・4・2国道線から名称変更）
- 3・5・5 堂林宗林堂線（3・4・5堂林宗林堂線から名称変更）
- 3・4・12 造田駅前線
- 3・5・6 西志度線
- 3・5・7 津村八丁地線
- 3・6・8 志度造田山崎線（3・5・8志度脇線から名称変更）
- 3・4・11 新井上津田線（廃止）
- 3・5・3 中央線（廃止）
- 3・5・4 駅前線（廃止）

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及びさぬき市建設経済部都市計画課

3 縦覧期間

平成22年6月22日から同年7月6日まで